

告 示

埼玉県選管告示第九十一号

令和四年一月三十日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（西第十区 坂戸市）において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第十項において準用する同条第五項の規定により候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日は、一月二十一日とする。

令和三年十二月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文